

パブリック・コメントに寄せられたご意見と、意見に対する市の考え方について。

1. 概 要

実 施 方 法：大垣市パブリック・コメント手続要綱による

意見募集期間：平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 1 月 23 日

意見提出方法：書面の提出、電子メール、郵送、ファクシミリ

2. ご意見の件数

意見提出者数：5 名

意見提出件数：9 件

3. いただいたご意見の概要とそれに対する考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	ブルーリバー作戦関係 ① ブルーリバー作戦の啓発と取り組みを強化してほしい。 ② ダンボールコンポストを利用し、廃食油の減量化を図ってほしい。 ③ 環境に負荷の少ない物を選ぶという視点を反映してほしい。 ④ 排水口のごみ受けストレーナは、目の細かいものを選ぶようにしてほしい。 ⑤ 環境負荷を低減させるエコクッキングの視点を反映させてほしい。	① アンケート調査結果では、8 割の市民が水や洗剤の適正利用を心がけていると回答されていますが、広報やホームページ、各種環境イベントを通じてブルーリバー作戦の啓発に努め、市民意識の向上を図ってまいります。 ② 本計画では、生活排水対策として廃食油を排水に流さないようにお願いしておりますが、ダンボールコンポストによる廃食油の処理についても啓発してまいります。 ③ グリーンコンシューマの考え方については、環境施策の一つとして啓発してまいります。 ④ ご意見のとおり、排水口のごみ受けストレーナは、目の細かいものを選ぶことを記載しました。 ⑤ エコクッキングにつきましては、環境施策の一つとして参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
2	河川水質基準をオーバーしている大腸菌群数の具体的な対策について検討してほしい。	下水道の促進と浄化槽の適切な管理が最も効果的な対策であると考えていますが、上流域の自治体と協力し、本計画に定める対策を推進してまいります。
3	農業関連の排水による水質影響が大きいのではないかと。	農業関連排水だけによる水質影響を調査するのは、困難ですが、本計画に基づき、生活排水を含めた全体的な水質の改善に努めてまいります。
4	日常に無駄な水の使用が多いと思います。無駄をしない習慣を小さい時から身につけることが大事だと思います。	本計画に定める環境学習を通じ、子どもに対して、適切な水の使用について啓発をしてまいります。
5	子どもの環境学習について触れているが、大人への啓発をどのように進めていくか。	各種環境イベントなどを通じて、市民へのブルーリバー作戦の啓発を進めてまいります。

1. 策定の経緯

平成 26 年 7 月 29 日	平成 26 年度第 1 回環境審議会
平成 26 年 11 月 21 日	平成 26 年度第 2 回環境審議会
平成 26 年 12 月 24 日	パブリック・コメント
～平成 27 年 1 月 23 日	
平成 27 年 2 月 20 日	平成 26 年度第 3 回環境審議会

2. 環境審議会名簿

区分	氏名	所属
学識経験者	◎ 森 誠一	岐阜経済大学
	杉山 剛志	岐阜薬科大学
	田中 久志	大垣女子短期大学
	小藪 範雄	大垣市小中学校校長会
企業及び団体関係者	野村 昭子	大垣市女性団体懇話会
	加藤 耕司	NPO 法人まち創り
	大洞 とく枝	大垣市環境市民会議
	○ 名和 哲彦	大垣市連合自治会連絡協議会
	西脇 重利	大垣市地下水対策会議
	成瀬 重雄	大垣商工会議所
市民公募	山崎 幸輝	一般公募
	濱田 早苗	一般公募

注) ◎ 会長、○ 副会長、区分内順不同・敬称略

■ 英数字

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもの。水中に含まれている有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量（mg/L）をいう。この値が大きい程、汚れが大きいことを示している。

COD（化学的酸素要求量）

水中の、主として有機物質の量を推定するために求められる酸素要求量を化学的な方法で測定したものであり、水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素の量（mg/L）をいう。この値が大きいほど、汚れが大きいことを示している。BOD に比べて短時間に測定できることや、有害物質による影響を受けないなどの利点がある。

DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量。汚れの大きい水中では、微生物によって消費される酸素の量が多いため、溶存酸素量は少なくなる。溶存酸素は、水の浄化作用や生き物にとって重要なものである。

pH（水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度を表す指数。7 を中性とし、7 より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。一般的に河川の表流水は pH7 付近である。

SS（浮遊物質）

水中に浮遊している不溶性の物質の量で、水の濁りの原因となる。

■ か行

環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関する環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持することが望ましい基準を行政の目標として定めたもの。

公共用水域

水質汚濁防止法において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路、その他公共の用に供される水路ただし、下水道は除く。

水質汚濁防止法では、特定事業場から公共用水域に排出される水に対して排水基準が適用され、下水道への排水を除き河川など一般の水域に水を排出する場合、全て排出基準が適用されることになる。

また下水道への下水の排除については、下水道法に下水管理の観点から所要の規制措置が講ぜられている。

■ さ行

浄化槽

水洗トイレ汚水（し尿）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置。処理水は終末処理下水道以外に放流される。

し尿のみを処理する「単独浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併浄化槽」の2種類があるが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併浄化槽を意味するようになってきている。

水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。

また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。なお、同法で規制される「排水水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水。

生活排水

水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水水を除く。）」と定義されている。

生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。排水中の窒素やリンによる富栄養化など水質汚濁の原因のなかで生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水処理施設の完備や合併浄化槽の普及が望まれている。また、生活者としても日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行いせっけんをむだづかいしないといった配慮が必要とされている。

た行

大腸菌群数

水中に含まれる大腸菌群の数をいい、人や家畜の体内の大腸菌がし尿に混入して流れ込むのが主な原因で、検出される菌の有無や量から、汚染の程度が判断される。

は行

バイオディーゼル燃料（BDF）

バイオマスのうち、菜種油やひまわり油などの植物由来の油や、てんぷら油などの廃食用油からつくられるディーゼルエンジン用燃料。BDF と略す。ディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、二酸化炭素削減の手段として注目されている。軽油に混合する場合の上限割合は法律で 5%と定められている。燃焼によって二酸化炭素を排出しても、大気中の二酸化炭素総量が増えない。硫黄酸化物がほとんど出ないなどの利点もある。

わ行

輪中堤

江戸時代以降。洪水による水害を防ぐため、集落や耕地の周囲に巡らせた堤防の名称。人々の生活の単位として、水防を中心に強固な共同体を形成してきた。